

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和元年度 定時(第1回)評議員会議事録

- 1 開催日時 令和元年6月17日(月)
午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 開催場所 精華町地域福祉センターかしのき苑1階 会議室A・B
- 3 評議員総数 14名
- 4 出席者
評議員出席者 10名
松阪治彦 保田邦子 小西明一 田中幸代 白畑丈子
片上智嗣 新田清治 鬼塚章子 片岡哲也 村岡大輔
理事出席者 3名
会長 長谷川 悟 副会長 中畔秀昭 副会長 村瀬由美子
監事出席者 2名
島中秀司 浦田善之
- 5 評議員欠席者 大富利子 齊藤裕三 錦 光榮 田尻儀久
- 6 議案
第1号議案～第12号議案 理事の選任について
第13号議案～第14号議案 監事の選任について
第1号報告 平成30年度事業報告について
第15号議案 平成30年度収支決算の承認について
第16号議案 定款の一部変更について
- 7 議長 村岡大輔
- 8 議事録作成者 滝本美樹(地域福祉課 総務係)
- 9 議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第15条の規定により議長選出について出席評議員に諮ったところ、村岡大輔評議員が議長に選出された。議長は定款第16条第1項に定める定足数を満たしていることを確認した後、定款第17条第2項の規定により議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、議事録署名人に新田清治評議員、片岡哲也評議員

員の両名を指名し、議案の審議に入った。

第1号議案 任期満了に伴う理事の選任について

議長は、第1号議案から第12号議案までを一括提案し、定款第16条第3項の規定に基づき候補者ごとに決議したい旨を説明し、評議員全員の了承を得た。

議長の指示により、事務局長から、令和元年度定時評議員会終結の日をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項1号により、本会理事を選任したいことについて理事被推薦者名簿案を用いて提案説明した。

- ・選出区分 自治会長連合会。氏名 清水泰律（新任）。経歴 精華町自治会長連合会副会長。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第1号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第2号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 民生児童委員協議会。氏名 森 修美（重任）。経歴 精華町民生児童委員協議会会長。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第2号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第3号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 社会福祉施設。氏名 早樫一男（重任）。経歴 京都大和の家施設長。兼職状況 社会福祉法人盛和福社会理事。親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第3号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第4号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 行政機関。氏名 岩前良幸（重任）。経歴 精華町健康福祉環境部部長。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第4号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第5号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 ボランティアセンター。氏名 田中智美（重任）。経歴 精華町ボランティアセンター運営委員会委員長。兼職状況無し、親族等特殊

関係無し。

以上の説明を受け、第5号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第6号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 知識経験者。氏名 長谷川悟（重任）。経歴 元地区福祉推進委員（光台四丁目地区）。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第6号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第7号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 知識経験者。氏名 石崎照代（重任）。経歴 精華町教育委員会元社会教育委員長。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第7号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第8号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 知識経験者。氏名 中畔秀昭（重任）。経歴 元地区福祉推進委員（南稲八妻地区）。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第8号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第9号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 知識経験者。氏名 福味加世子（重任）。経歴 元人権擁護委員。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第9号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第10号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 知識経験者。氏名 山本正來（重任）。経歴 元地区福祉推進委員（山田地区）。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第10号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第11号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 知識経験者。氏名 岡田敦子（重任）。経歴 北ノ堂福祉見守

り隊隊長。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第11号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第12号議案 任期満了に伴う理事の選任について

- ・選出区分 知識経験者。氏名 古海りえ子（新任）。経歴 NPO法人みんなの元気塾副理事長。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第12号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第13号議案 任期満了に伴う監事の選任について

議長は、第13号議案から第14号議案までを一括提案し、定款第16条第3項の規定に基づき候補者ごとに決議したい旨を説明し、評議員全員の了承を得た。

議長の指示により、事務局長から、令和元年度定時評議員会終結の日をもって本会監事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第2条第1項1号により、本会監事を選任したいことについて監事被推薦者名簿案を用いて提案説明した。

- ・選出区分 財務諸表等を監査できる者。氏名 浦田善之（重任）。経歴 元銀行員。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第13号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第14号議案 任期満了に伴う監事の選任について

- ・選出区分 社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者。氏名 島中秀司（重任）。経歴 元社協職員（事務局長）。兼職状況無し、親族等特殊関係無し。

以上の説明を受け、第14号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第1号報告 平成30年度事業報告について

議長の指示により、事務局長から、定款第40条第2項に基づき平成30年度の事業実績について、事業報告書により重点事業を中心に詳細に説明報告した。

第15号議案 平成30年度収支決算の承認について

議長の指示により、事務局長が議案書に基づき、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を基に預貯金の流れや損益、拠点区分及びサービス区分ごとの説明及び財産目録に基づき資産の増減について説明をし、併せて、福祉充実計画に対する実績報告の説明をおこなった。

続いて、議長の指示により島中監事から、令和元年5月14日に監査を実施し、全て適正に示されていることを認める旨を、監査報告書を用いて報告した。

以上の説明を受け、第15号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第16号議案 社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款の一部変更について

議長の指示により、事務局長から、令和元年7月1日から、町からの受託により成年後見支援センターの設置経営をおこなうことに伴い、第45条に事業を追加したいことについて新旧対照表を用いて提案説明した。あわせて、令和元年5月29日開催の令和元年度第1回理事会において定款変更の同意を得たことを報告した。

以上の説明を受け、第16号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

質問：新田評議員

成年後見センターは、今は元気だが、自分が将来どうすればよいか迷っている方に対して、その人の条件に見合った方向性を示すようなこともするのか。

回答：事務局長

基本的には、国が示す、広報機能、相談機能、後見人等の支援機能、利用促進機能の4つの機能を意識して進めていく。相談については、あくまでも本人や親族などから相談を受けてということになる。こちらから個別に声かけをすることはスタート段階では難しいと考えるが、町内の民生委員や福祉委員、市民後見人など関係機関と連携しながら進めていきたい。相談を受けた際は、相談機能をしっかりと果たしていきたい。以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後2時50分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和元年6月20日作成

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和元年度 定時（第1回）評議員会

議 長 印

評議員 印

評議員 印